

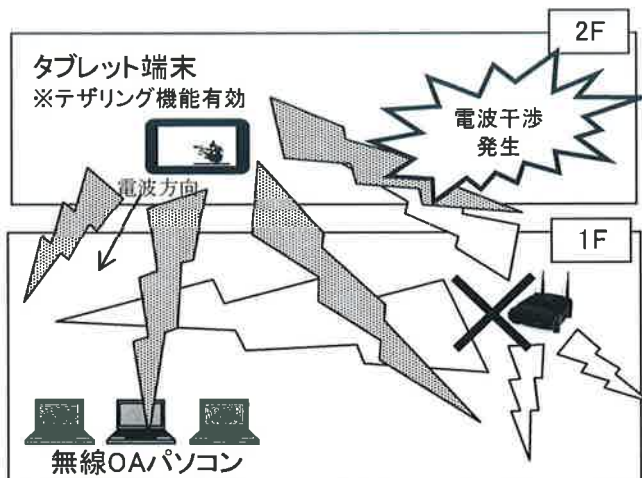
依頼書 連絡書

部長	室長	GM	担当
			

件名	【重要】無線電波を発する機器取り扱いの徹底	回答	要・ <input type="radio"/> 不要
----	-----------------------	----	-----------------------------

『持込機器から発信された電波による、電波障害が発生』
約85分間 約100名の業務に影響

(発生事例)



※荻田オフィス OA系ネットワークは無線LAN

- ▶日時 ; 2013年9月5日(木) 9:20~10:45
- ▶場所 ; 荻田工場 メインオフィス全域
- ▶影響 ; 電波障害によるパソコン、プリンター、他使用不可
- ▶原因 ; 他社持込のiPadからパソコン接続用の無線電波を発信していた。この電波が、荻田工場の無線LANと電波干渉し障害発生。

〔 宮田工場でも、過去 電波障害によるライン停止、AGV停止、等実績あり 〕

【周知徹底事項】

1. 機器の持ち込み (Ac201 機密管理規則 §17 情報通信機器、外部記憶媒体等の管理)

無線電波を発する機器は、原則持ち込み禁止。

〔 <無線電波を発する機器とは>
無線通信の基地局(親)として電波を発信し、各種情報機器端末(子)を社内ネットワークやインターネット接続できる様、中継する役割をする。
無線電波を発する機器 ; タブレット (iPad、GALAXY 等)
スマートフォン (iPhone、Xperia 等)、wifiルーター 等 〕

- ・やむを得ない理由がある場合、作業受入部署の課長/GM以上事前許可を得る。(仕入先/協力会社の持ち込みも同じ)
- ・但し、無線機能を停止させた緊急連絡等に使用する携帯電話(スマートフォン)は除く。

2. 業務での無線機器使用

無線通信を業務で利用する際には、事前にIT企画部に連絡。

- ・周囲の設備、生産管理システム、等への影響(電波干渉)調査が必要。活用計画範囲によっては、2ヶ月以上調査期間が必要。

問題が発生した場合は、受入部署の責任。

不明な点が御座いましたら、IT企画部 菅野、上野 までご連絡下さい。

Tel: 5-4271 mail: y-sugano@toyota-kyushu.co.jp

Tel: 4-2713 mail: s-ueno@toyota-kyushu.co.jp